

岐阜市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

令和8年3月

1 行動計画の概要

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等の新興感染症の発生に際して、迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理するとともに、平時の備えの充実を図るもの

2 改定の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験やその課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図ることを目的に行うもの
- 平成25年の特措法の施行を受け、平成26年に市行動計画を策定して以来、初めての抜本的な見直しとなる。（R6.7政府行動計画改定、R7.3県行動計画改定、R8.3市行動計画改定）

3 目指すべき姿

目標 1 感染拡大の抑制による市民の生命及び健康の保護

+

目標 2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化



感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた感染症に強いまちづくり

4 基本姿勢

(1) 新型コロナウイルス感染症対応における最大規模の体制による対応

- ・ 次なる感染症危機において、新型コロナウイルス感染症のピークと同等の感染拡大に至った際にも対応できることを目標に、平時から、その最大規模の体制を確保し、対応に当たる。

(2) 県との強固な連携による迅速かつ柔軟な対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応により県と築いた「オール岐阜による推進体制」、「専門知の活用」、「スピード感ある決断」の3つの柱からなる「岐阜モデル」を引き続き活用し、状況に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 想定外の事態への臨機応変な対応

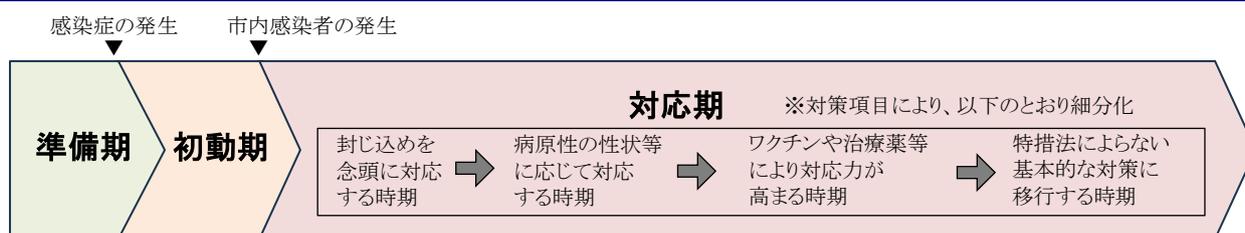
- ・ 新型コロナウイルス感染症のアウトブレイクを上回る感染拡大や複数の感染症の同時流行、自然災害の発生等、想定外の事態が生じた場合には、確保したリソースを最大限に活用して、臨機応変に対応する。

5 主な対策項目

以下の13項目を市行動計画の主な対策項目として定める。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ① 実施体制 | ⑦ ワクチン |
| ② 情報収集・分析 | ⑧ 医療 |
| ③ サーベイランス | ⑨ 治療薬・治療法 |
| ④ 情報提供・共有、
リスクコミュニケーション | ⑩ 検査 |
| ⑤ 水際対策 | ⑪ 保健 |
| ⑥ まん延防止 | ⑫ 物資 |
| | ⑬ 市民生活及び地域経済の安定の確保 |

6 フェーズ（準備期、初動期、対応期）



- 各対策項目について、準備期と発生後の初動期及び対応期に分けて構成
- 特に、対応期については時期ごとの対応の特徴も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症危機対応を行う

7 実効性確保

(1) EBPMの考え方に基づく政策の推進

- ・各対策項目をできる限り具体的かつ計画的なものとし、平時から有事までを通じて、情報や統計等のデータを収集・分析し、EBPMの考え方に基づいて政策を実施する。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

- ・新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できないため、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

- ・訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要であり、市及び県は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

- ・県行動計画のフォローアップ内容を踏まえ、各対策項目の主な取組や人材育成等の取組状況を確認し改善を検討することで、毎年度定期的なフォローアップを行う。
- ・新たな知見や状況の変化、県行動計画の改定等を踏まえ、おおむね6年ごとに市行動計画の改定について、必要な検討を行う。

8 各対策項目における主な取組

1 実施体制

[準備期]

(1) 協議・意思決定体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時の情報収集、有事の情報伝達、分析、評価をする体制を整備 ・ 県と連携し、平時から「岐阜モデル」の確立を目指す
(2) 業務執行体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有事において拡充すべき業務と人員等の確保、維持すべき業務の継続を図る業務継続計画を策定
(3) 行動計画の策定・見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の定期的なフォローアップ ・ 必要に応じ計画を見直し
(4) 関係機関等との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、関係機関等との意思疎通を通じて連携体制を強化
(5) 訓練・研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践的な訓練を実施するとともに、県が実施する実践的な訓練に参加・協力し、各機関間の連携等を確認 ・ 研修等により市保健所等の人材の確保や育成に努める

[初動期]

(1) 協議・意思決定体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部設置等により体制を構築
(2) 業務執行体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局横断による全庁的な業務執行体制を確保 ・ 業務継続計画を実行し、行政サービスの低下を最小限に抑える
(3) 各分野の調整機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の感染症対策調整本部、クラスター対策合同本部、ワクチン供給対策本部等と連携し、分野に応じた調整機能を強化
(4) 必要な予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策に要する経費について、国や県の財政支援の活用等を準備

[対応期]

(1) 協議・意思決定体制の拡大・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づく市対策本部への移行 ・ 県と連携し「オール岐阜」による対策の決定と実行
(2) 業務執行体制の拡大・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策等を担う部局の業務執行体制を強化 ・ 強化・拡充すべき業務の人員等を確保 ・ 業務継続計画を実行し、必要な行政サービスの提供を維持 ・ 職員のメンタルヘルス支援等の必要な対策を実施 ・ 状況の変化に応じ、庁内体制を見直し
(3) 職員等の派遣・応援要請への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、特措法に基づき県に応援を要請
(4) 総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施する対策の総合調整に協力 ・ 緊急事態措置に関する総合調整を実施
(5) 必要な財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県の財政支援の有効活用、必要に応じ地方債を発行し、財源を確保
(6) 振り返り・対応等の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 得られた知見や課題を整理し記録

2 情報収集・分析

【準備期】

(1) 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・有事における病原体の性状、感染状況、医療状況、社会経済に関する情報等を収集、分析する体制及び最新の知見を収集、共有する体制を整備
(2) 平時における情報収集・分析の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から関係省庁、県、他市町村、医療機関等、あらゆる情報源から情報を迅速かつ効率的に収集
(3) 訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県、関係機関等と連携し、情報伝達、集約、分析の手法や処理の流れを確認
(4) 人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市保健所の計画的な人員の確保や配置を検討 ・国、県、JIHS等で実施される研修会等への積極的な派遣
(5) DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ対応において運用した患者情報の一元化管理システムの活用を検討
(6) 情報漏えい等への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事案が発生した場合の対応手順を整理

【初動期】

(1) 実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期に整備した情報収集、分析、共有する体制を確保
(2) 有事における情報収集・分析の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体の性状、感染状況、医療状況、社会経済に関する情報の収集、分析を実施し、速やかな有事体制への移行を判断
(3) 情報の提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・得られた情報や対策を医療機関、関係団体等に共有するとともに、個人情報及びプライバシー保護に留意しつつ、市民等へ迅速に公表
(4) DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国のシステムの整備状況を踏まえ、情報入力自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等を実施
(5) 情報漏えい等への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事案が発生した場合、準備期に整理した対応手順に従い対応

【対応期】

(1) 実施体制の拡大・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を見据え、情報を収集、分析、共有する体制を強化 ・感染状況等の変化を踏まえ、情報を収集、分析する方法や体制を柔軟に見直し
(2) 有事における情報収集・分析の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体の性状、感染状況、医療状況、社会経済に関する情報の収集、分析を継続
(3) リスク評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、感染症の特徴、感染状況等の分析を基にリスク評価を実施 ・流行初期以降、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直し
(4) 情報の提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報及びプライバシー保護に留意しつつ、収集、分析した情報や対策の提供・共有を継続
(5) DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国のシステムの整備状況を踏まえ、情報入力自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等を実施
(6) 情報漏えい等への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事案が発生した場合、準備期に整理した対応手順に従い対応

3 サーベイランス

[準備期]

(1) 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市保健所を介した医療機関からの患者報告、病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備
(2) 平時に行う感染症サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> 患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握 「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」を活用し、迅速に感染動向を把握
(3) ワンヘルス・アプローチに基づくサーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、新型インフルエンザ等の発生を監視 関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備
(4) 人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 国、JIHS等と連携した訓練を通じ、新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を実施 国、県、JIHS等で実施される研修会等への積極的な派遣
(5) 情報の提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> サーベイランスの分析結果を、個人情報及びプライバシー保護に留意しつつ、市民等に分かりやすく提供
(6) DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> 医師や指定届出機関からのシステムを活用した電磁的な方法による発生・退院等の届出を促進

[初動期]

(1) 実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 国のリスク評価に基づき、有事のサーベイランスにおける実施体制を確保
(2) 有事における感染症サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> 患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランスを強化 入院サーベイランス（入院者数や重症者数の把握）、病原体ゲノムサーベイランスを開始
(3) 情報の提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 有事におけるサーベイランスの分析結果を、個人情報及びプライバシー保護に留意しつつ、市民等に分かりやすく提供

[対応期]

(1) 実施体制の拡大・見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国のリスク評価に基づき、有事のサーベイランスにおける実施体制を強化 国の方針や感染状況に応じ、適切なサーベイランスの実施体制に見直し
(2) 有事における感染症サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等の情報を把握 県が全数把握から定点把握へ移行する等実施体制を変更する場合、市の実施体制の変更を検討
(3) 情報の提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> サーベイランスの分析結果を、個人情報及びプライバシー保護に留意しつつ、市民等に分かりやすく提供 対策の強化又は緩和を行う場合、可能な限り科学的根拠に基づき情報を提供

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【準備期】

(1) 平時における情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等が感染症危機に対する理解を深め行動変容につながりやすい情報を各種媒体により継続的かつ適時に情報提供・共有、リスクコミュニケーションを実施 ・集団感染が発生するリスクが高い学校、高齢者施設等に対する情報提供・共有
(2) 偏見・差別等に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者やその家族、職場、医療従事者等に対する偏見・差別等の防止を啓発
(3) 偽・誤情報に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報提供・共有を通じて、市の情報源に対する市民等からの認知度・信頼度を確保
(4) 有事における体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供・共有の方法等を整理 ・ワンボイスによる情報提供・共有の方法等を整理
(5) 双方向コミュニケーションの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・双方向コミュニケーションができる体制を整備 ・市民等からの相談窓口等が設置できる体制を準備

【初動期】

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを実施 ・感染状況に応じて記者会見や市長メッセージ等を発出 ・高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切に配慮した情報提供・共有 ・県との共同会見等、ワンボイスによる情報提供・共有
(2) 公表基準の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・国が示す公表基準、個人情報及びプライバシー保護に留意しつつ、市民等のニーズも考慮して公表内容を決定
(3) 偏見・差別等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・偏見・差別の防止に向けた啓発のほか、ハラスメントに関する相談に対応
(4) 偽・誤情報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有
(5) 双方向コミュニケーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSの動向や相談窓口等への意見を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める

【対応期】

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ一体的な情報提供・共有を継続
(2) 公表基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の特徴等や市民等のニーズ、個人情報及びプライバシー保護に留意しつつ、必要に応じ公表基準を見直し
(3) 偏見・差別等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・偏見・差別の防止に向けた啓発のほか、ハラスメントに関する相談に対応
(4) 偽・誤情報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有
(5) リスク評価に基づく方針の決定・見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1) 封じ込めを念頭に対応する時期 <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の理解・協力を得るため、政策判断の根拠を丁寧に説明 2) 病原体の性状等に応じて対応する時期 <ul style="list-style-type: none"> ・従前の対策からの変更点や理由を分かりやすく説明 ・重症化しやすい年齢層等に対する重点的な情報提供・共有を徹底 3) 特措法によらない基本的感染症対策に移行する時期 <ul style="list-style-type: none"> ・平時体制への移行に伴い、留意すべき点を市民等に分かりやすく丁寧に説明
(6) 双方向コミュニケーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSの動向や相談窓口等への意見を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める

5 水際対策

[準備期]

(1) 国等との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・国の検疫所におけるPCR検査等の実施体制整備に協力・国が実施する訓練を通じ、国からの情報提供、入院調整等、有事における連携体制を確認
-----------------	--

[初動期]

(1) 帰国者等の情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none">・国、県からの帰国者等の情報を庁内、関係機関で共有
(2) 国等との連携体制の確保	<ul style="list-style-type: none">・国の検疫措置の強化に伴う検査実施体制の整備に協力・国からの要請を受け、居宅等待機者等に対する健康監視を実施

[対応期]

(1) 国等との連携体制の強化・見直し	<ul style="list-style-type: none">・国から要請を受けた健康監視の実施が困難になった場合、国に代行を要請・国による水際対策の強化・見直し等の情報を速やかに収集
---------------------	--

6 まん延防止

[準備期]

(1) 対策の実施に係る指標等の整理	・有事におけるまん延防止対策の実施判断に用いる指標やデータの取得方法、取得時期等を整理
(2) 平時における対策強化に向けた理解促進・準備	・平時から基本的な感染対策を啓発
(3) 有事における対策強化に向けた理解促進・準備	・有事における一人ひとりの感染対策、特措法に基づく行動制限等の対策への理解促進
(4) 避難所におけるまん延防止対策	・最新の知見や他の災害等を踏まえ、感染症に係る避難所運営ガイドラインの必要な見直し ・避難所運営に必要な場所や資機材の確保、体制や対応を確認

[初動期]

(1) 市内でのまん延防止対策の準備	・患者、濃厚接触者への対応を確認 ・感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等に関する情報等の分析など、まん延防止対策に資する情報を収集
(2) 独自のまん延防止対策の実施	・県と連携し、必要に応じ、独自の非常事態宣言の発出や、総合的（医療、社会・経済）な対策を実施
(3) 避難所におけるまん延防止	・自然災害発生地域における感染状況等を把握 ・避難所運営に必要な範囲で、県から患者情報の提供のほか、避難所運営支援を受ける

[対応期]

(1) まん延防止対策の実施	・感染症の特徴、感染状況、医療提供体制等を踏まえた独自のリスク評価に基づき、まん延防止対策を的確かつ迅速に実施
(2) 患者や濃厚接触者への対応	・感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）、濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）を実施 ・積極的疫学調査等にて得られた情報で感染拡大防止対策等に有効と考えられる措置がある場合、組み合わせて実施
(3) 患者や濃厚接触者以外の住民への対応	・独自の非常事態宣言の発出、総合的（医療、社会・経済）な対策の実施を継続 ・県が実施する特措法に基づくまん延防止対策に関し、必要な連携、協力
(4) その他の事業者に対する要請	・県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、多数の者が居住する施設等の管理者等に対し、当該施設等における感染対策の強化を要請
(5) 学級閉鎖・休校等の要請	・国の方針を踏まえ、学校保健安全法に基づく臨時休業等を要請
(6) 避難所におけるまん延防止	・自然災害発生地域における感染状況等を把握 ・避難所運営に必要な範囲で、県から患者情報の提供のほか、避難所運営支援を受ける
(7) 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方	1) 封じ込めを念頭に対応する時期 ・必要な検査の実施、患者や濃厚接触者への対応、人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対応を実施 2) 病原体の性状等に応じて対応する時期 ・感染状況に応じたきめ細やかな対策を実施 3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・県、国の方針等を踏まえ、まん延防止対策の中で強度の低い対策に切替え 4) 特措法によらない基本的感染症対策に移行する時期 ・対策を縮小しながら、通常体制へ移行

7 ワクチン

[準備期]

(1) 研究開発に係る人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行う大学等の研究機関を支援
(2) 接種に必要な資材の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に必要な資材の確保方法等を確認
(3) 流通に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県との連携の方法及び役割分担を協議 ・関係団体、医療機関等と連携し、ワクチン分配量等を想定
(4) 訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、接種体制の構築に向けた訓練を実施
(5) 特定接種の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する特定接種の対象となり得る登録事業者の登録に協力 ・地方公務員への特定接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を構築
(6) 住民接種の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等の協力を得ながら、円滑な接種が可能となるよう体制を準備期から整備 ・システムを活用して居住地以外における接種を可能にするよう取組を進める ・市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種の具体的な実施方法を準備
(7) ワクチンに対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの役割、有効性・安全性、接種後の副反応、健康被害等を情報提供・共有し、市民等の正しい理解を促進
(8) 衛生部局以外の分野との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市の衛生部局は、予防接種の推進に当たり、労働部局、福祉部局と協力するほか、教育委員会や学校に対して、学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の機会を利用した予防接種の情報の周知依頼等、予防接種施策の推進に努める
(9) DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国が整備するシステム基盤と連携し、予防接種のデジタル化へのシステムを整備

[初動期]

(1) 国からの情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・県、国からワクチンの供給量、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集
(2) 接種体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期の計画に基づき、接種対象者数、接種会場、人員体制、医療従事者等の確保、予算、資材等の確保等の接種体制を構築
(3) 住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ・接種ペース、予定数の把握、勧奨、予約受付方法の検討、必要な予算、資材等の確保に向けた調整を開始、 ・予防接種所管部署の業務量増加を見込み全庁的な実施体制を確保、外部委託等の業務負担軽減策を検討 ・市医師会等の協力を得て医療従事者、接種実施医療機関を確保 ・医療機関等以外の接種会場の活用、運営方法を検討 ・関係団体と連携し、接種会場での接種が困難な者への接種体制を構築 ・接種会場での救急対応について、関係者と連携体制を確保

[対応期]

<p>(1) 接種体制・供給方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携し「オール岐阜」による接種を進める ・ ワクチンの流通、需要量、供給状況、使用実績等を把握し、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当て ・ ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合、県を中心に地域間の融通等を実施
<p>(2) 接種体制の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流行株が変異し、追加接種等にも対応できるよう医療機関等と連携して、接種体制を継続的に整備 ・ 接種回数等についてホームページ等での公表等、市民へ早期に情報提供・共有
<p>(3) 地方公務員に対する特定接種の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を実施
<p>(4) 住民接種の実施</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 予防接種体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な接種体制を確保 ・ 接種実施会場の追加等を検討 ・ 必要な人員、設備、資材等を確保 ・ 医療従事者、入院中の患者、在宅医療を受療中の患者、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等への接種体制を確保 2) 接種に関する情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接種体制が確保でき次第、予約受付体制を構築し、接種を開始 ・ 接種会場や接種開始日等をスマートフォン、ウェブサイト、SNS、情報誌等により周知 ・ 接種勧奨は、整備された情報基盤を介して、スマートフォン等に通知。スマートフォン等の活用が困難な者にも紙の接種券を発行する等の対応 3) 接種体制の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて市庁舎、学校等の医療機関以外の接種会場の増設等を検討 ・ 県と連携し、大規模接種会場や職域接種等、必要な接種体制を整備 4) 接種記録の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が整備したシステムを活用し、接種記録を適切に管理 5) 住民からの相談への対応
<p>(5) 健康被害・副反応への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種法に基づき、予防接種により健康被害が生じた場合、国が行う審査結果に基づき給付を実施
<p>(6) 情報提供・共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民へ接種日程、会場、健康被害救済申請方法に加え、ワクチンの有効性・安全性、相談窓口等、必要な情報を提供

8 医療

[準備期]

(1) 基本的な医療提供体制・役割	・関係機関と連携し感染症医療を提供できる体制を整備
(2) 医療提供体制の整備	・県と連携し、宿泊療養施設を確保し運営方法等を整理 ・配慮が必要な患者の受入医療機関の設定、病床の確保 ・医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を活用した医療機関等の定期的な把握
(3) 医療人材の確保・育成	・有事に備えた全庁的な研修・訓練を実施
(4) 患者の移送	・市保健所の移送能力を超えた場合に備え、県、消防機関、民間事業者等と役割分担を協議

[初動期]

(1) 新型インフルエンザ等に関する知見の共有等	・発生状況、感染症の特徴や病原体の性状、診断・治療の情報等を医療機関、消防機関、高齢者施設等に周知
(2) 医療提供体制の確保等	・患者の受入、入院調整に係る体制を確保 ・相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備 ・岐阜県感染症対策連携協議会等に参画し、医療提供体制のルール、まん延防止対策等を協議 ・検査等措置協定機関等における検査実施体制を整備 ・市民等に医療提供体制、受診方法等を周知
(3) 相談センターの整備	・相談センターを整備し、市民等へ周知
(4) 臨床情報等、知見の共有	・症例報告や臨床情報等、最新の知見を収集
(5) 院内・施設内感染対策	・医療機関や福祉施設へ実践的感染対策の指導・助言
(6) 患者の移送	・準備期に整備した体制に基づき、消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等により患者の移送を実施

[対応期]

(1) 新型インフルエンザ等に関する知見の共有等	・感染症の特徴、病原体の性状、診断・治療の情報等を医療機関、消防機関、高齢者施設等に周知
(2) 流行初期における対応	・相談センターを強化、周知、運営に当たり外部委託、県での一元化等を検討 ・医療機関等と連携し、入院の優先度、入院先医療機関等を判断 ・入院調整について、必要に応じ県に総合調整を要請 ・患者の移送を継続 ・救急車両の適正利用を周知
(3) 流行初期以降における対応	・市民等に医療提供体制、受診方法等を周知 ・相談センターの強化を継続、運営に当たり外部委託、県での一元化等を検討 ・医療機関等と連携し、入院の優先度、入院先医療機関等を判断 ・入院調整が困難な場合、県庁での一元化、メディカル・コントロール医師による代行等を含めた調整を依頼 ・自宅療養者等への医療提供体制を確保 ・患者の移送を継続 ・救急車両の適正利用を周知
(4) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期における対応	・有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する旨を市民等へ周知

9 治療薬・治療法

[準備期]

(1) 情報収集体制の整備	・最新の知見を速やかに得られるよう、県、国等と情報共有体制を確認
(2) 基礎研究及び臨床研究等の人材育成の支援	・感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行う大学等の研究機関を支援
(3) 医療機関等への情報提供・共有体制の整備	・診断・治療に資する情報等を医療機関、医療従事者、市民等に迅速に提供・共有するための体制を整備

[初動期]

(1) 研究開発動向等の情報収集・分析	・県、国等から提供される治療薬・治療法の研究開発動向や臨床情報等を収集、整理
(2) 抗インフルエンザウイルス薬の使用(新型インフルエンザの場合)	・県と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導

[対応期]

(1) 研究開発動向等の情報収集・分析	・県、国等から提供される治療薬・治療法の研究開発動向や臨床情報、病原体に対する既存の薬剤の有効性を含めた分析結果を収集・整理
(2) 医療機関等への情報提供・共有	・県、国等から提供される診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を医療機関等に情報提供・共有

10 検査

[準備期]

(1) 検査実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 検体採取器具、検査用試薬等の物資を備蓄、確保 体制を速やかに移行できる計画的な人員の確保、配置 岐阜市保健所健康危機対処計画（感染症編）の定期的な見直し
(2) 市保健所（衛生試験所）等における体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 有事に備えた適切な検査体制を整備、業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築 ICTや外部委託の活用等による業務効率化を図るとともに、交代要員を含めた人員体制、設備を整備
(3) 検査実施能力の把握	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携し、定期的に医療機関、民間検査機関の体制を把握
(4) 訓練等による検査実施体制の維持及び強化	<ul style="list-style-type: none"> 検査実施能力の確保状況、検体や病原体の搬送方法等、訓練等を通じて確認 国及び県が実施する訓練等に参加
(5) 検査診断技術の研究開発への協力	<ul style="list-style-type: none"> 国等が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力
(6) 市保健所（衛生試験所）におけるリスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 検査等に関する情報収集を行い、市保健所は感染症の情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを実施

[初動期]

(1) 検査実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査実施体制を立ち上げ 県と連携し、民間検査機関や医療機関にPCR検査機器等の整備を助言・支援し、検査実施能力を強化
(2) リスク評価に基づく検査実施の方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> 国のリスク評価、市内の感染状況、医療提供体制等に基づき、検査実施の方針を決定 検査の目的や方針等の情報を市民等に提供・共有
(3) 検査診断技術の研究開発への協力	<ul style="list-style-type: none"> 国等が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力
(4) 有事体制への移行準備	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携し、情報収集に努め、人員の参集や受援、物資、資機材の調達準備を進める 医療機関、民間検査機関の体制や検査実施能力を把握

[対応期]

(1) 検査実施体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 検査実施能力の確保状況を確認し、市保健所（衛生試験所）や検査等措置協定締結機関等における検査実施体制を拡充し、実施範囲を判断
(2) 検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ検査を実施
(3) リスク評価に基づく検査実施の方針の見直し	<ul style="list-style-type: none"> リスク評価に基づく検査実施の方針を踏まえ、段階的に検査実施体制を見直す
(4) 行政検査の実施	<ol style="list-style-type: none"> クラスター発生時の検査 <ul style="list-style-type: none"> 幅広く検査実施が必要な際は、ドライブスルー方式等も考慮し、迅速に検査を実施 予防的検査 <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設、保育所、幼稚園、小学校等の職員や利用者、児童・生徒に対して予防的検査を実施
(5) 市医師会との連携	<ul style="list-style-type: none"> 市医師会、民間検査機関等と協力し、検体採取、検査を実施できる体制を整備
(6) 検査診断技術の研究開発への協力	<ul style="list-style-type: none"> 国等が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力
(7) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じ、市保健所（衛生試験所）における有事体制等の段階的な縮小、市民への丁寧な情報提供・共有

11 保健

【準備期】

(1) 人員の確保	<ul style="list-style-type: none"> 市保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、県からの応援派遣等、感染症有事体制を構成する人員確保の体制を整備
(2) 業務実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築 市保健所の交替要員を含めた人員体制、設備等を整備 職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を実施 想定される業務量に対応するため、研修・訓練等の実施、ICTや外部委託の活用、関係機関との連携を強化
(3) 健康危機対処計画の策定・見直し	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜市保健所健康危機対処計画（感染症編）の定期的な見直し
(4) 研修・訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む。）への研修・訓練等を実施
(5) 多様な主体との連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県感染症対策連携協議会等を活用し、県、消防機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ連携を強化
(6) DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応において運用した情報の一元管理システムの活用を検討
(7) 市保健所におけるリスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 市保健所は、感染症対策に必要な情報収集を行い、情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを実施

【初動期】

(1) 有事体制への移行準備	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜市感染症予防計画及び岐阜市保健所健康危機対処計画（感染症編）に基づく市保健所の感染症有事体制への移行を準備 応援職員、IHEAT要員等の交替要員を含めた人員の確保、受入を準備
(2) 相談センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> 相談センターを設置し、必要に応じ速やかに発熱外来の受診につなげる
(3) 関係機関との連携確認	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県感染症対策連携協議会等に参画し、入院体制、検査、患者の移送等の方針を整理し関係機関間の連携を確認
(4) DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応において運用した情報の一元管理システムの運用に向け準備
(5) 市保健所におけるリスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 市保健所は、感染症対策に必要な情報収集を行い、把握している科学的知見等に基づく情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを実施
(6) 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 疑似症患者が発生した場合、積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、必要に応じて感染症指定医療機関への入院協力を求める

[対応期]

<p>(1) 有事体制への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市感染症予防計画及び岐阜市保健所健康危機対処計画（感染症編）に基づく市保健所の感染症有事体制へ速やかに移行 ・本庁等からの応援職員、IHEAT要員、県からの応援派遣等を遅滞なく行い、市保健所の感染症有事体制を確立 ・県と連携し、保健活動の全体調整、保健活動への支援等を実施
<p>(2) 感染対応業務の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市感染症予防計画、岐阜市保健所健康危機対処計画（感染症編）及び、準備期に整備した組織、業務体制、役割分担等に基づき、関係機関と連携して、下記の感染症対応業務を実施 1)相談対応 2)積極的疫学調査 3)クラスター対策 4)健康観察及び生活支援 5)リスクコミュニケーション
<p>(3) 関係機関との連携確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県感染症対策連携協議会等において、入院体制、検査、患者の移送等の方針を整理し、関係機関間の連携を確認
<p>(4) 迅速な対応体制への移行（流行初期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替え、必要に応じ、応援職員、IHEAT要員の派遣、県に対する広域派遣の調整依頼等の人員の確保、必要な物資・資機材の調達等を実施 ・ICTツールの活用、県での業務の一元化、外部委託等により、市保健所等における業務の効率化を推進 ・関係機関等と連携し疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を実施
<p>(5) 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し（流行初期以降）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市保健所の交替要員を含めた人員確保のため、本庁、県、IHEAT要員への応援要請を継続 ・県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化 ・国から対応方針の変更が示された場合、地域の実情等も踏まえ、市保健所の人員体制等の見直し、感染症対応業務の変更を適時適切に実施 ・市保健所業務がひっ迫した場合には、状況に応じ感染症対応業務を重点化、必要に応じ通常業務を縮小・延期することで負荷を軽減
<p>(6) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県、国からの要請を踏まえ、地域の実情に応じ、市保健所等における有事体制等を段階的に縮小、市民に対し、丁寧に情報提供・共有

12 物資

[準備期]

(1) 市における物資等の備蓄	<ul style="list-style-type: none">・感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況等を確認・感染症対策物資を生産又は販売する事業者との優先調達協定の締結を検討
(2) 医療機関における物資等の備蓄	<ul style="list-style-type: none">・県等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築

[初動期]

(1) 円滑な供給に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">・医療機関等の感染症対策物資等の不足が見込まれる場合、県、国、感染症対策物資等の生産、販売、貸付け等事業者と連携しながら必要量の確保に努める
(2) 福祉施設への物資等の配布	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じ、個人防護具の配布を検討・感染症等の専門家により個人防護具の正しい使用方法を指導・助言

[対応期]

(1) 物資等の備蓄状況等の確認等	<ul style="list-style-type: none">・国の要請により、県と協力し、医療機関等の感染症対策物資等の備蓄・配置等を確認する
(2) 医療機関への物資等の配布	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じ、個人防護具を配布
(3) 福祉施設への物資等の配布	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じ、個人防護具を配布・感染症等の専門家により個人防護具の正しい使用方法を指導・助言
(4) 物資等の優先調達	<ul style="list-style-type: none">・感染症対策物資を生産又は販売する事業者と優先調達協定を締結した場合、協定に従い物資等の提供の協力を依頼
(5) 物資等の供給に関する相互協力	<ul style="list-style-type: none">・物資及び資材が不足する場合、県、他市町村、指定（地方）公共機関等で相互に融通する等、相互に協力

1 3 市民生活及び地域経済の安定の確保

[準備期]

(1) 情報共有体制の整備	・関係機関等や、庁内部局間の連携のため、必要となる情報共有体制を整備
(2) 支援の実施に係る仕組みの整備	・支援金等の給付・交付等に係るDXを推進し、適切な仕組みを整備
(3) 物資及び資材の備蓄	・備蓄する感染症対策物資等に加え、所掌事務に必要な食料品や生活必需品等を備蓄 ・事業者や市民に、衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を勧奨
(4) 生活支援を要する者への支援等の準備	・県と連携し、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続を検討
(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備	・県と連携し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備
(6) 各業界との意見交換、ニーズ把握	・県の新型インフルエンザ等対策推進協議会に参加し、経済団体及び金融機関と連携を強化

[初動期]

(1) 事業継続に向けた準備等の要請	・事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策等の準備を要請
(2) 生活関連物資等の安定供給	・市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たり、適切な行動を呼び掛け ・事業者に対し、生活関連物資の価格高騰、買占め、売惜しみを生じさせないよう呼び掛け
(3) 遺体の火葬・安置	・火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的な遺体安置施設等の確保を準備
(4) 各業界との意見交換、ニーズ把握	・岐阜県感染症対策協議会に参加し、経済団体及び金融機関の状況やニーズを把握した上で、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に向けた対策を実施

[対応期]

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応	・心身への影響を考慮し、必要な施策を実施 ・高齢者、障がい者等の要配慮者等の生活支援、搬送、死亡時の対応等を実施 ・教育及び学びの継続に必要な支援を実施 ・市民等に対し、感染拡大時は事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を周知 ・生活関連物資等の価格の安定等の取組を実施 ・円滑な埋葬・火葬を確保
(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	・事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策等の実施を要請 ・事業者を支援するために必要な財政上の措置等を実施 ・感染対策と飲食店等事業者の振興の両立に向け、第三者認証制度、ワクチン・検査パッケージ制度等を導入 ・岐阜県感染症対策協議会に参加し、経済団体及び金融機関の状況やニーズを把握した上で、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に向けた対策を実施
(3) 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応	・法令等の弾力的な運用 ・中小企業・小規模事業者等の経営の維持安定を支援するため、実情に応じた措置を実施 ・雇用に関して必要な支援を実施
(4) 各種支援や措置の周知・広報	・各種支援や措置について、様々な媒体や機会を活用し市民に周知